

# 令和8年度 医療費助成のオンライン資格確認 自治体説明会

令和8年1月28日

大臣官房 情報化担当参事官室  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 本日の説明内容

1. 事業概要
2. 令和8年度 対象制度とシステム改修補助金について
3. その他
4. 自治体の皆様からの事前質問に対する回答

## 本日の説明内容のポイント

- 医療費助成のオンライン資格確認の推進は、マイナ保険証一枚で医療保険に加え、各種公費負担医療や地方単独公費負担医療の資格確認を可能とする重要な取組。
- 各種閣議決定等では、令和8年度中に全国規模での導入を目指すこととされているところ、令和8年度には、未導入の自治体においては、年度中の実施に向けてご検討・ご対応いただくことが必要。  
※令和5年度に開始以降、令和7年度中には、累計で600以上の自治体が参加予定。
- 対応が必要な自治体業務システムの改修等については、令和7年度に引き続き、令和8年度中の改修等を支援する補助金を用意しており、本補助金も積極的に活用いただき導入を進めていただきたい(補助金を活用せずに参加する方法もあり)。

# 1. 事業概要

ひと、くらし、みらいのために

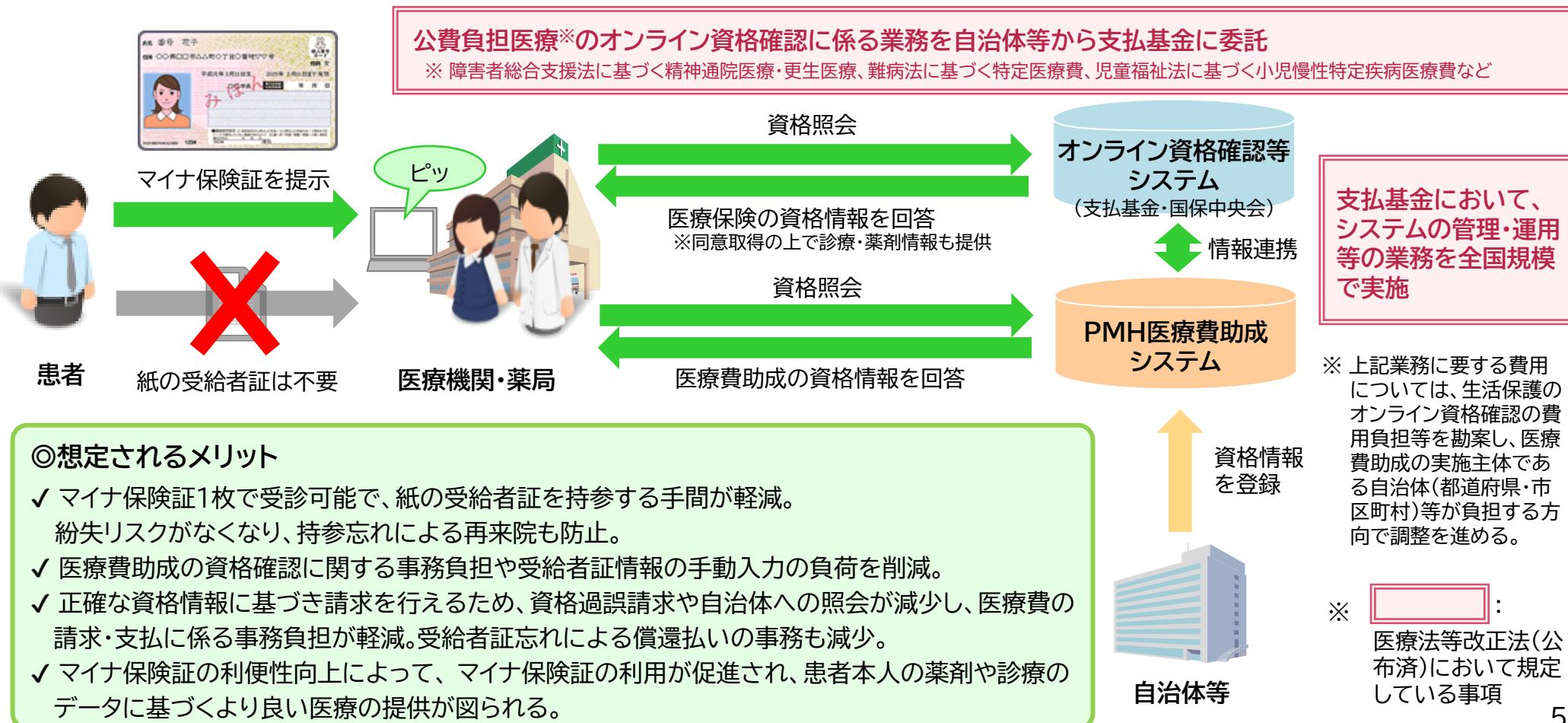


厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1-1 医療費助成のオンライン資格確認の推進

第6回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省  
推進チーム(令和7年1月22日)資料1 一部改編

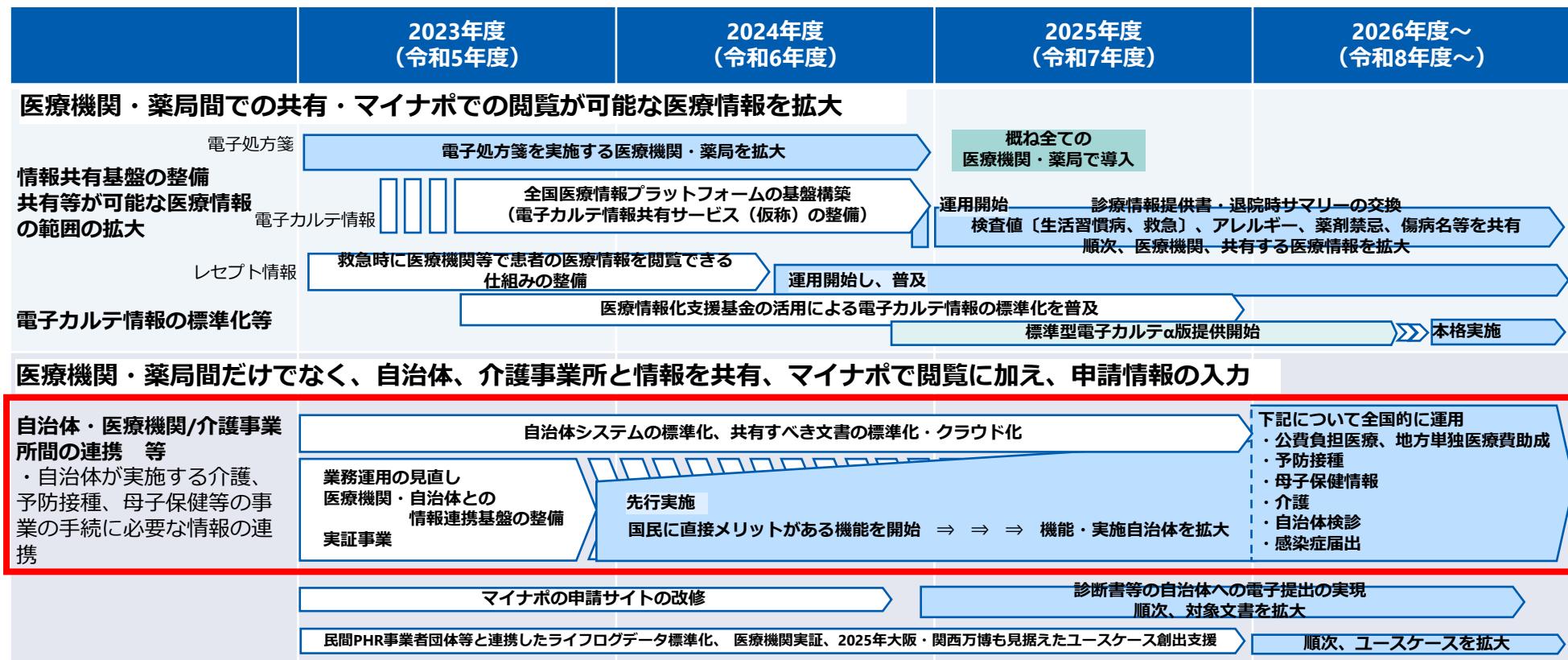
- ✓ 医療費助成(公費負担医療・地方単独医療費助成)のオンライン資格確認の導入については、デジタル庁において必要なシステムを開発・運用するとともに、令和5・6年度に183自治体(22都道府県、161市町村)が先行実施事業に参加。令和7年度中に、600を超える自治体に拡大予定。
- ✓ メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)」「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日閣議決定)」等に基づき、順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指している。
- ✓ その上で、安定的な実施体制の整備のため、支払基金において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備する(令和9年度より)



# 1-2 医療費助成のオンライン資格確認関係 閣議決定・政府決定①

## ◎医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）（抄）

全国医療情報プラットフォームの構築



※医療DX推進本部：総理を本部長、官房長官・厚労大臣・デジタル大臣を本部長代理、総務大臣・経産大臣を本部員として内閣に設置された本部。

## 1-2 医療費助成のオンライン資格確認関係 閣議決定・政府決定②

### ◎デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日閣議決定)(抄)

#### 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組 ／ (1)AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進 ／  
③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進 ／ ア 個人向けの行政手続のデジタル完結の  
推進 ／ (イ) マイナンバーカードの普及と利活用の推進  
　B マイナンバーカードの市民カード化の推進

#### (b) 医療費助成の受給者証や診察券との一体化

法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度の受給者証と  
してマイナンバーカードを利用可能とする地方公共団体を順次拡大し、2026年度中に全国規模での導入を目指すとともに、診  
察券としてマイナンバーカードを利用できる医療機関の拡大を図る。

#### 第2 重点政策一覧

○ [No1-56] 医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化 ※医療費助成の受給者証関連抜粋  
・法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度の受給者証及び  
医療機関の診察券のマイナンバーカード化を推進し、マイナンバーカード一枚で医療機関・薬局を受診等できる環境整備を進める。

・マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用可能とする取組については、先行的な取組として2024年度までに累計  
183自治体を採択。2025年度、順次、参加自治体を拡大し、2026年度中に全国規模での導入を目指す。

具体的な目標: <受給者証とマイナンバーカードの一体化>

2023年度:情報連携基盤の整備と先行実施事業の開始

2024年度・2025年度:情報連携基盤の機能拡充と先行実施事業の参加自治体・医療機関等の拡大

2026年度:全国規模での導入を目指す

主担当省庁: デジタル庁

関係府省庁: 厚生労働省

# 1-3 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況(令和7年10月時点) ①

## ◎先行実施に参加・参加予定の自治体(累計)

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
自治体	5	183	625
都道府県	0	22	41
市区町村	5	161	584

## ◎システム改修等を実施・実施予定の自治体(年度別)

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
自治体	5	180	481
都道府県	0	22	36
市区町村	5	158	445

※令和7年度実施予定の自治体のうち、442自治体が新規参加予定、39自治体は令和6年度から参加していくと令和7年度もシステム改修等を実施予定。

## ◎都道府県の参加・参加予定の状況(累計)【41都道府県】

種類	公費負担医療										地方単独医療費助成	
	精神通院	難病	小児慢性	障害児入所 【R7~】	感染症法			予算事業				
					結核	新型インフル 【R7~】	新感染症 【R7~】	肝炎 【R7~】	肝がん・重度肝硬変 【R7~】	特定疾患 【R7~】		
参加・参加予定都道府県数	40	31	31	9	5	1	1	13	7	5	3	

\*こども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成以外の地方単独医療費助成

参加・参加予定  
都道府県  
(累計)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

# 1-3 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況(令和7年10月時点)②

## ◎市区町村の参加・参加予定の状況(累計)【584市区町村】

種類	公費負担医療							
	障害者総合支援法				難病	児童福祉法		
	精神通院	更生医療	育成医療	療養介護医療 【R7～】		小児慢性	肢体不自由児 通所 【R7～】	障害児入所 【R7～】
参加・参加予定市区町村数	4	277	266	108	2	17	90	2

種類	公費負担医療				地方単独医療費助成			
	未熟児 養育医療	感染症法			こども	障害者	ひとり親 家庭	その他
		結核	新型インフル 【R7～】	新感染症 【R7～】				
参加・参加予定市区町村数	25	7	0	0	523	485	506	149

### 【公費負担医療(自治体関係)の実施主体】

- 障害者総合支援法    ●精神通院医療:都道府県、指定都市    ●更生医療:市区町村    ●育成医療:市区町村    ●療養介護医療:市区町村
- 難病法    ●特定医療費:都道府県、指定都市
- 児童福祉法    ●小児慢性特定疾病医療費:都道府県、指定都市、中核市、児相設置市    ●肢体不自由児通所医療費:市区町村
- 母子保健法    ●養育医療:市区町村
- 感染症法    ●結核患者の医療:都道府県、保健所設置市、特別区    ●新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療:都道府県、保健所設置市  
●新感染症外出自粛対象者の医療:都道府県、保健所設置市、特別区

# 1-3 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況(令和7年10月時点) ③

## 【参加・参加予定市区町村(累計)①】

都道府県	市区町村名
①北海道	帯広市、三笠市、歌志内市、新篠津村、松前町、知内町、木古内町、鹿部町、島牧村、寿都町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、俱知安町、泊村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、栗山町、月形町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、中富良野町、劍淵町、猿払村、中頓別町、津別町、清里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、厚真町、安平町、むかわ町、平取町、新冠町、えりも町、新ひだか町、音更町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、浦幌町、厚岸町、浜中町、標茶町、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
②青森県	八戸市、三沢市、つがる市、深浦町、五戸町
③岩手県	一関市、八幡平市、葛巻町、山田町、九戸村、一戸町
④宮城県	仙台市、多賀城市、登米市、栗原市、大崎市、柴田町、亘理町、美里町
⑤秋田県	大館市、湯沢市、由利本荘市、にかほ市
⑥山形県	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、天童市、尾花沢市、中山町、大石田町、真室川町
⑦福島県	大玉村、南会津町、三春町
⑧茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
⑨栃木県	栃木市、日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町、那珂川町
⑩群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、富岡市、吉岡町、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町
⑪埼玉県	さいたま市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、桶川市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
⑫千葉県	銚子市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、東金市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富津市、四街道市、八街市、印西市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町
⑬東京都	江東区、大田区、世田谷区、杉並区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、大島町、新島村
⑭神奈川県	横浜市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、綾瀬市、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町
⑮新潟県	加茂市、南魚沼市
⑯石川県	加賀市
⑰山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、昭和町、忍野村、富士河口湖町
⑱長野県	上田市、飯田市、須坂市、小諸市、中野市、塩尻市、佐久市、川上村、南牧村、北相木村、御代田町、松川町、下條村、南木曽町、大桑村、木曽町、朝日村、筑北村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、山ノ内町、小川村、飯綱町
⑲岐阜県	岐阜市、海津市、養老町

※赤字:R7年度から新規参加予定(423市区町村 \*次頁とあわせて) ※青字:R6年度から参加していてR7年度もシステム改修等を実施予定(22市町村 \*次頁とあわせて)

# 1-3 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施の状況(令和7年10月時点) ④

## 【参加・参加予定市区町村(累計)②】

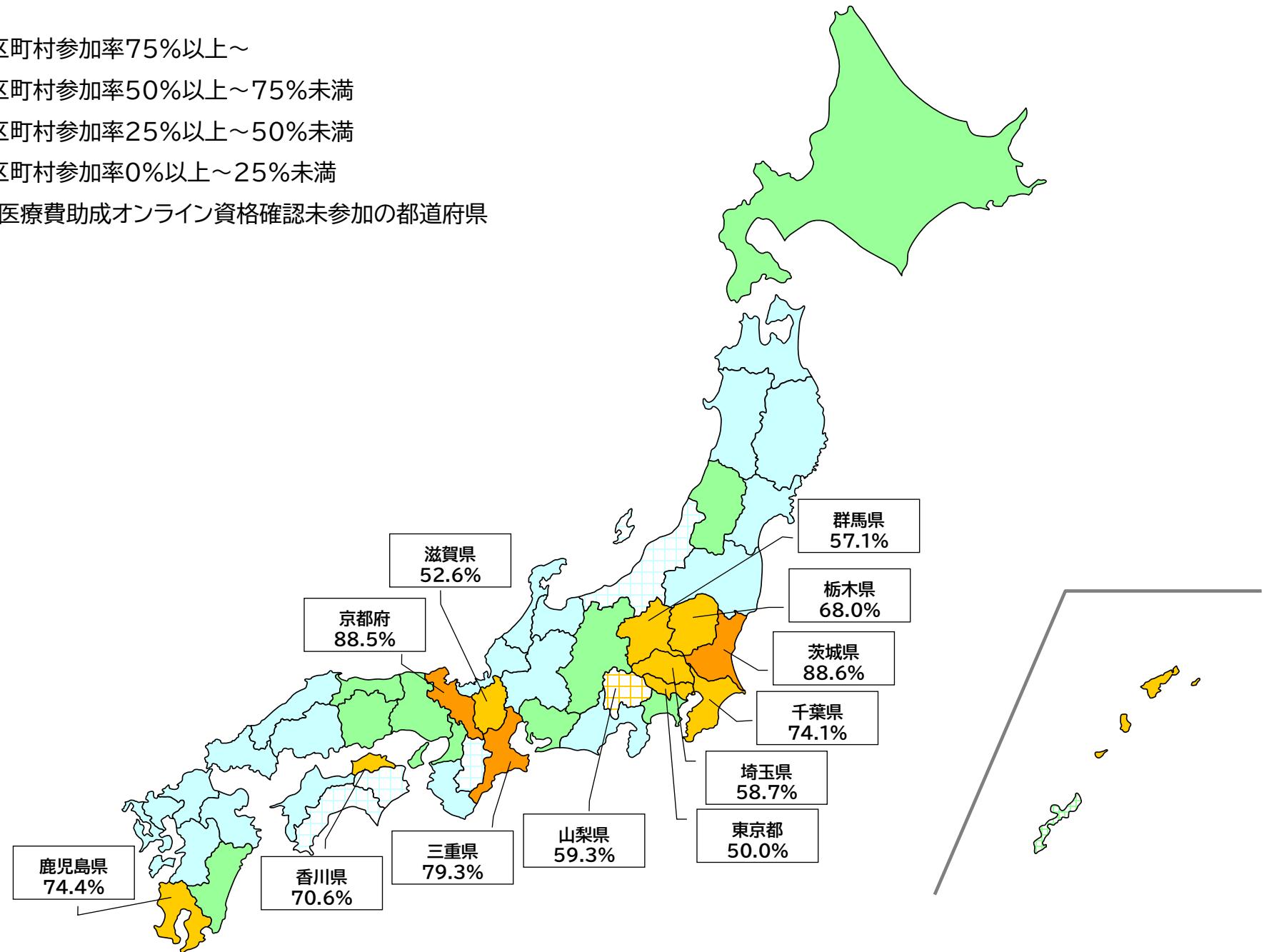
都道府県	市区町村名
②静岡県	浜松市、御殿場市、 <b>河西市</b> 、南伊豆町
②愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、豊田市、西尾市、蒲郡市、小牧市、新城市、知立市、田原市、愛西市、清須市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、蟹江町、飛島村、設楽町、東栄町、豊根村
②三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、龜山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、伊賀市、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
②滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市
②京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町
②大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、枚方市、松原市、柏原市、羽曳野市、摂津市、東大阪市、泉南市、四條畷市
②兵庫県	姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、加西市、丹波篠山市、養父市、朝来市、加東市、多可町、福崎町、神河町、香美町、新温泉町
②奈良県	川西町、田原本町、広陵町
②和歌山县	和歌山市、新宮市、紀美野町、古座川町
②鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、日吉津村、伯耆町、日野町
③島根県	松江市、出雲市
③岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町
③広島県	福山市、神石高原町
③徳島県	阿南市、上板町、つるぎ町
③香川県	高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
③愛媛県	松山市、四国中央市、鬼北町
③福岡県	直方市、飯塚市、柳川市、八女市、大川市、宗像市、うきは市、宮若市、久山町、遠賀町、苅田町
③佐賀県	佐賀市、有田町
③長崎県	大村市、平戸市、壱岐市、五島市
③熊本県	熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、菊池市、天草市、玉東町、小国町、嘉島町
④大分県	別府市
④宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、門川町、美郷町、日之影町
④鹿児島県	枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、さつま町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
④沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、名護市、糸満市、うるま市、宮古島市、金武町、中城村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町

※赤字:R7年度から新規参加予定(423市区町村 \*前頁とあわせて)   ※青字:R6年度から参加していてR7年度もシステム改修等を実施予定(22市町村 \*前頁とあわせて)

# 1-3 医療費助成のオンライン資格確認:都道府県別の市区町村の参加状況(令和7年10月時点)

- :管内市区町村参加率75%以上~
- :管内市区町村参加率50%以上~75%未満
- :管内市区町村参加率25%以上~50%未満
- :管内市区町村参加率0%以上~25%未満

※網掛けは医療費助成オンライン資格確認未参加の都道府県



## 1-4 導入した自治体の受給者と医療機関・薬局からの声

実際に医療費助成のオンライン資格確認を利用した方の声を紹介します

### 自治体からの声

医療機関からの資格確認の  
照会が減った。

オン資の利用が拡大すれば  
紙の受給者証を発行  
しなくてもよくなるのでは。

マイナ保険証利用を勧める  
上のメリットの  
ひとつとして考えている。

受給者情報の管理が楽になり、  
事務負担を削減できた。

### 受給者からの声

子どもを抱えながら  
受付するので、  
手間が減ったのは助かる。

窓口での受給者証の掲示が  
なくなって時短になった。

紙の医療証を出す手間が  
省け、マイナンバーカード1枚  
で受診でき便利。小さい子供  
がいると少しの手間でも楽に  
なる事は本当に助かる。

1枚のカードで全てスムーズに  
確認が終了し楽だった。  
早く全ての病院で使える  
ようになってほしい。

### 医療機関・薬局からの声

紙受給者証の不携帯・  
期限切れに関する事象が  
生じなくなる。  
また桁数の多い数字の  
入力ミスが無くなる。

公費の期限更新のタイミング  
で番号が変わっていること  
があるので、そのタイミングで  
持参忘れの際に確認できるの  
は助かった。

受給者証をコピーする業務が  
なくなった。

受給者番号を即時に確認  
できるようになったことで、  
業務効率が向上し、  
入力ミスや番号違いによる  
レセプト返戻が減少した

入力間違いが減った。  
自動的に入力されるので、  
確認しやすくなった。

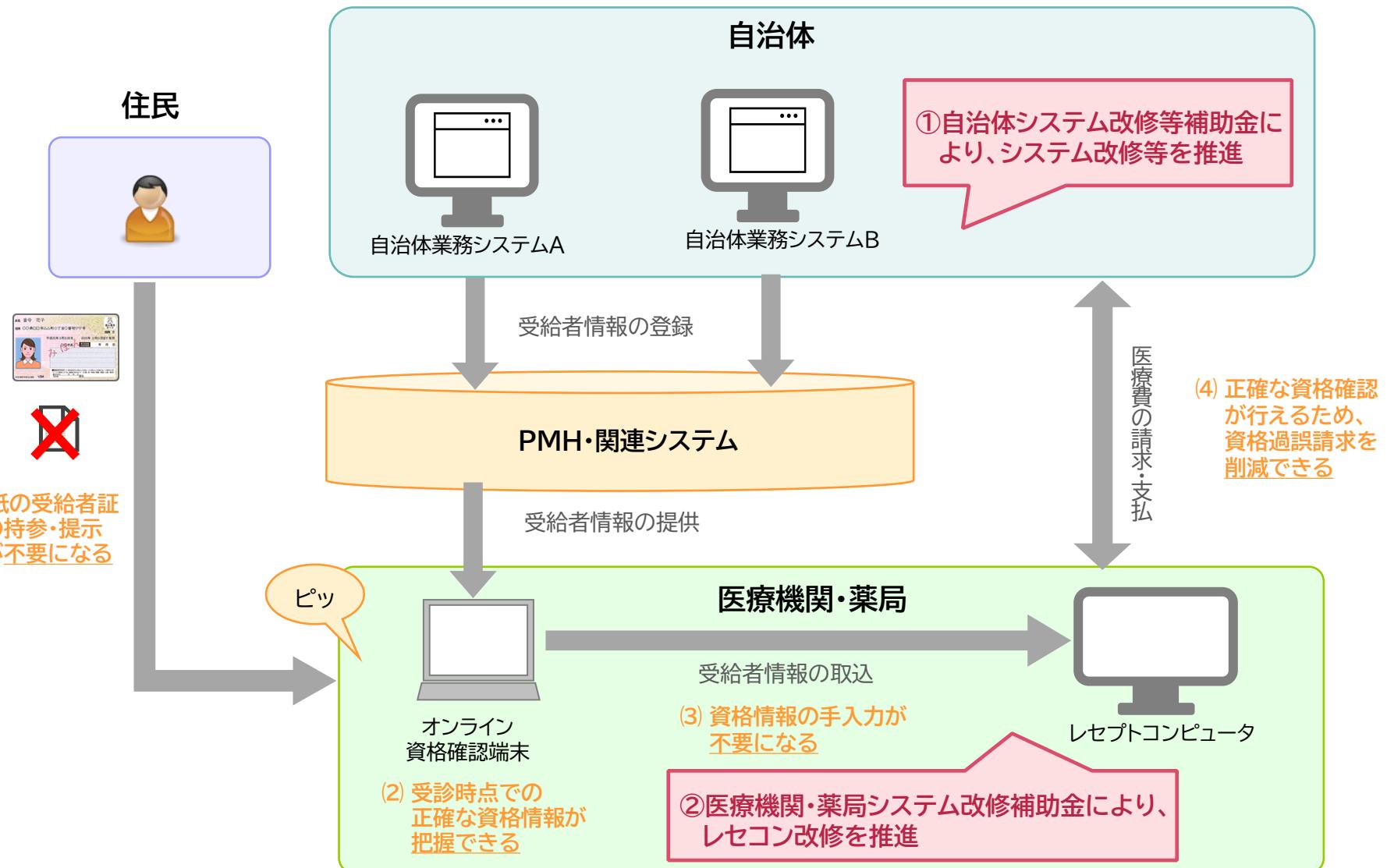
新規申請の患者が認定された  
ことが、紙の受給者証が到着  
するより早く確認することができ、  
その時点から公費対応  
とすることができた。

患者さんとの確認事項での  
やり取りが無くなり、直ぐに  
調剤に取り掛かれるようにな  
った。

認知機能低下患者の確認に  
おいて確実性を感じる。

# 1-5 医療費助成のオンライン資格確認を実現するために必要となる改修について

PMHに受給者情報を連携するためには **①自治体システムの改修**と**②医療機関等のレセコン改修** の双方が必要です。



# 1-6 自治体からPMHへ登録する情報について

デジタル庁ホームページ  
「【PMH】自治体ベンダ向け資料」  
「【PMH】PMHマスタレイアウト・仕様説明」と併せて参照

自治体が保有する様々なレイアウト・形式の医療費助成データから、所定のレイアウト・形式(CSVまたはJSON)にてPMH登録用データを作成し、登録(アップロード)します。

医療費助成の情報 (自治体で保有している情報)	
様々な形式でのデータ	
Excel等	紙
自治体業務システム	
自治体独自の様々なレイアウト	
項目	内容
制度	○○医療
公費負担者番号	12345678
支給決定者 (住所)	東京都○○区霞が関 1 - 2 - 2
(フリガナ)	マイナ タロウ
(氏名)	マイナ 太郎
生年月日	2013/5/24
年齢	12
自己負担 (種別)	入院外
(月額)	10,000円
適用期間 (始期)	2025/4/1
(終期)	2026/3/31
交付年月日	2025/4/1
疾病名	○○病
...	...

CSVまたはJSON形式のデータを登録

※CSV/JSON形式はいずれもファイル形式の一種です。



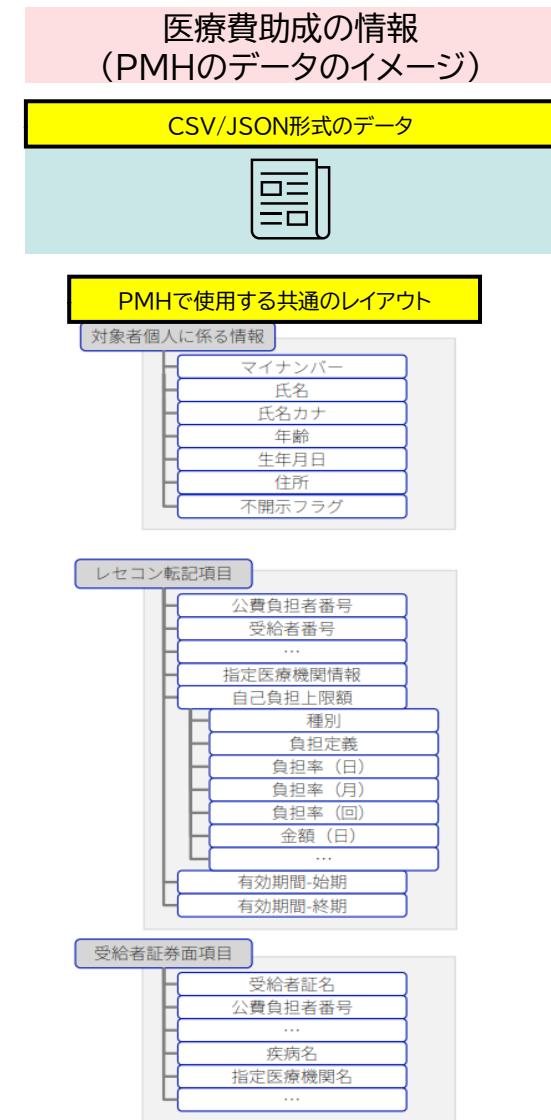
## CSV形式

表形式でデータを保存することに適しているファイル形式で、拡張子は「.csv」となる。



## JSON形式

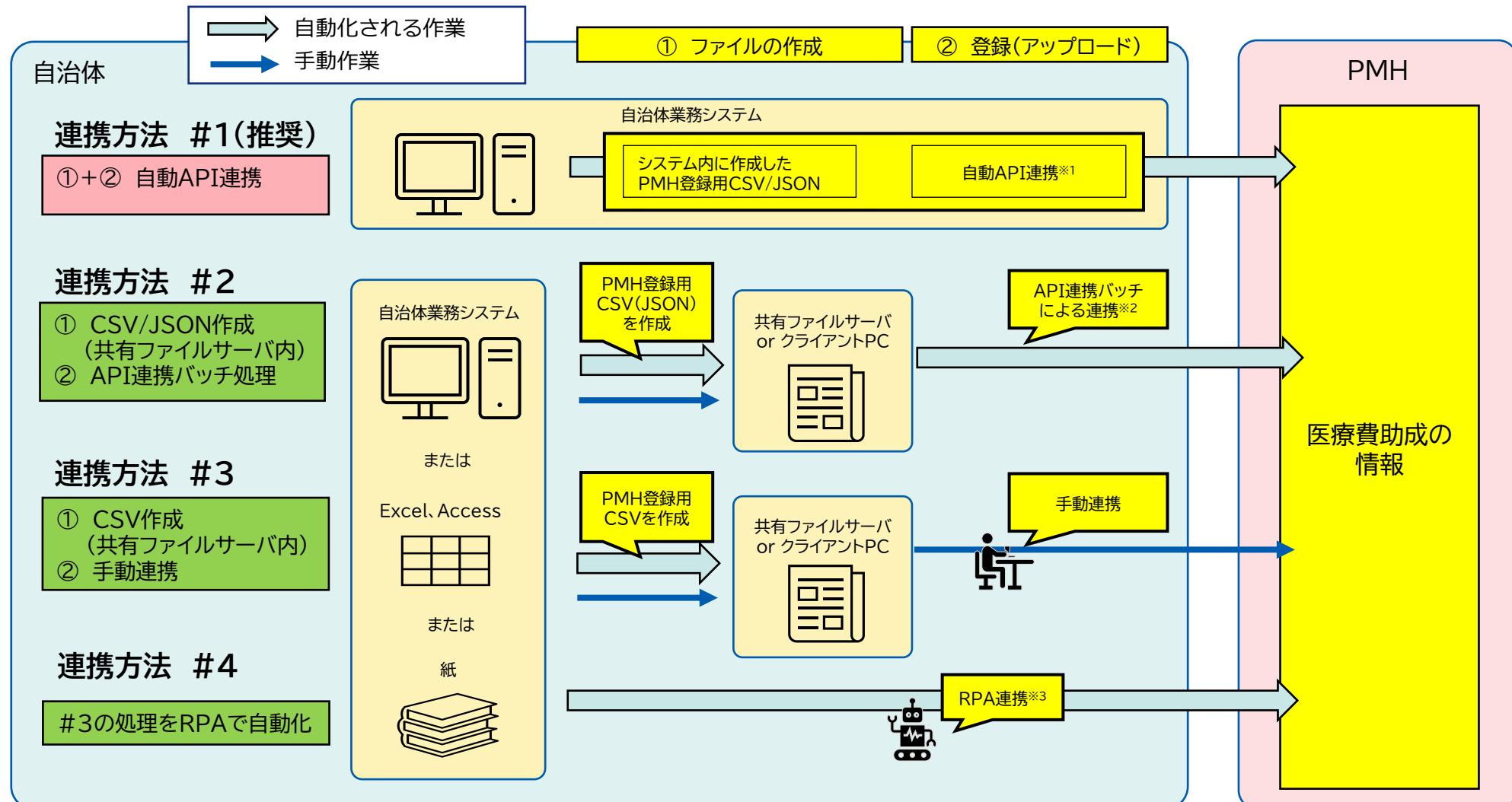
構造化したデータを保存することに適しているファイル形式で、拡張子は「.json」となる。



# 1-7 PMHへのデータ連携方法(自治体業務システムの改修等)

デジタル庁ホームページ  
「[PMH]自治体ベンダ向け資料」と併せて参照

PMHに連携するために必要な改修等を行った後に、自治体が管理する医療費助成の情報をPMHにデータとして登録します。自治体側で、①ファイル(データ)を作成し、②PMHに登録(アップロード)します。



※1 (自動API連携) 自治体システム内に自動で作成したCSV/JSON形式をPMHに定期的に自動登録する。

※2 (API連携バッチによる連携) 自動API連携ができない場合、デジタル庁が配布している「API連携バッチ」プログラムを用いて、自治体の共有ファイルサーバなどに格納したファイルからPMHに定期登録する。

※3 (RPA連携) RPAは人間の行う動作を代替するソフトウェアの一種。#3の手動作業(の一部)をRPAが代替して作業することを意味する。紙管理の場合は事前にExcelなどにデジタル化する必要がある。

# 1-8 自治体業務システムの改修(#1)での対応が困難な場合の対応について

## パターン別の対応イメージ

### 自治体システム標準化による影響がある

- 自治体システム標準化の対応が令和9年度以降に予定されており、今システム改修をしても、標準化対応で再度改修が必要となってしまう
- ベンダが標準化対応を優先しており、PMH連携対応のためにリソースを割けない
  - 標準化対応を待たずに、オンライン資格確認のメリットを早期に実現するためには、現行のシステムに CSVやExcelの出力機能があるのであれば、出力されたCSVやExcelを加工してPMHに登録する形式のCSVを作成して登録する方法の活用が可能。(前頁の#2、#3、#4の方法)
  - その後、標準準拠システムへの移行のタイミングで、#1による自動連携機能を導入

### 対象者が少ない

- ExcelやAccessで管理しており、システム化する予定がない
  - PMHに登録する形式のCSVを作成し、登録する方法の活用が可能。(#2、#3の方法)
  - ExcelやAccessからCSVを作成する場合、マクロや関数により、できるだけ人力を介さず作成することにより、ヒューマンエラーを防ぐことが可能。手動部分をRPA化することも可能(#4の方法)
  - 対象者が非常に少なく、名簿の更新が殆どなされない場合、日次連携ではなく、名簿の更新の都度連携することも可能。
- 紙で管理しており、デジタル化する予定がない
  - 上述のExcelやAccessで管理している場合と概ね同様の方法で対応が可能。  
ただし、紙からのCSV作成は手動で行う必要があることから、ヒューマンエラーを防ぐためにも、Excel管理など、事前にデジタル化を行うことが推奨される。

→ PMH登録用のCSVの作成方法のイメージは次頁から説明

## 1-9 Excelなどで管理している場合の対応について ①CSVファイルの手動作成概要

PMHICに連携するCSVデータを手動で作成する場合の手順は以下の通り。

## STEP 1

## ファイル設計書のダウンロード

[デジタル庁ホームページ](#)から  
資料(ファイル設計書)をダウンロード

自治体・自治体システムベンダー向けの情報

- PMHに関する仕様等

PMH（医療費助成）に接続するために必要な仕様等の情報を掲載しています。

  - 【PMH】自治体ベンダ向け資料（PDF／1,204KB）（2025年7月25日更新）
  - 【PMH】差分履歴連携仕様について（PDF／1,055KB）（2025年7月25日更新）
  - 【PMH】制度関連マスタ説明資料（PDF／1,726KB）（2025年7月25日更新）
  - 【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明（Excel／58KB）（2025年9月11日更新）
  - 【ファイル設計書】（ZIP／1,714KB）（2025年7月25日更新）
  - API設計書（ZIP／15,156KB）（2025年7月25日更新）
  - エラーコード一覧（Excel／45KB）（2025年7月25日更新）
  - 共通算定モジュールについて（PDF／1,676KB）

## STEP 2

## サンプルシートを表示

ダウンロードしたファイル設計書を開き  
【3】CSVサンプルタブをクリック

## STEP 3

## 受給者証券面記載項目の反映

紙の受給者証の券面記載内容に合わせて緑色の項目を追加・変更・削除する。

FE	FF	FG	FH	FI	FJ	FK	FL	FM
受診名	公認医師番号 登録番号	自立看護医療 資格受取番号	受診者、名前、 姓氏	受診者、名前、 姓氏	受診者、性別	受診者、生年月日	受診者、住所、 フリガナ	受診者、住所、 姓氏
拘束者(既成医療)	87654321	0000002	トウキョウカク	東京女子	女	平成25年1月2日	タカハシ・ミ・マジン 東京市・目白区 タカハシ・ミ・マジン	マシン・ミ・10号等 BMS-街・目白区 マシン・ミ・10号等
拘束者(既成医療)	87654321	0000002	タカハシ	田中太郎	男	平成25年1月2日	タカハシ・ミ・マジン タカハシ・ミ・マジン 103ジヤク	タカハシ・ミ・マジン タカハシ・ミ・マジン マシン・ミ・10号等 BMS-街・目白区 マシン・ミ・10号等
拘束者(既成医療)	87654321	0000002	スズキシロ	鈴木次郎	男	平成25年1月4日	スズキ・シ・マジン スズキ・シ・マジン 104ジヤク	スズキ・シ・マジン スズキ・シ・マジン マシン・ミ・10号等 BMS-街・目白区 マシン・ミ・10号等

## STEP 4

## サンプルデータの削除

項目確定後、サンプルデータを削除



Delete

## STEP 5

## 対象者情報の転記

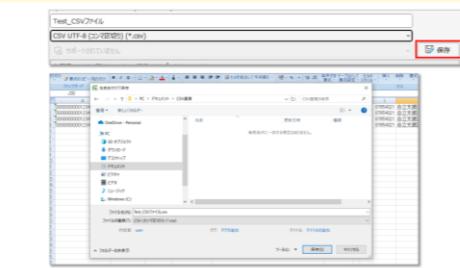
対象者情報をExcelなどから転記する  
(必要に応じて行を追加する)



## STEP 6

## CSVファイルの保存

名前を付けて保存から「CSV UTF-8(コンマ区切り)(\*.csv)」を選択し、保存する



# 1-9 Excel等で管理している場合の対応について ②CSVファイルの手動アップロード方法

CSVファイルを手動でPMHにアップロードする方法は以下の通り。

## STEP 1 ログイン

導入手続きを進めるにあたりデジタル庁よりお知らせするURLを開き、メニュー画面にログインする



The screenshot shows the 'Medical Assistance Login' page. It has fields for 'メールアドレス' (Email Address) containing 'accenture.com' and 'パスワード' (Password) with a redacted value. Below the fields are 'ログイン' (Login) and 'パスワードを忘れた場合は' (Forgot Password) links.

## STEP 2 対象者情報の登録画面表示

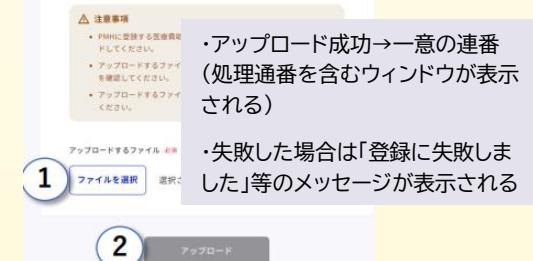
医療費助成メニューから「医療費助成対象者情報を登録する」をクリックし登録画面を表示する



The screenshot shows the 'Medical Assistance Menu' with two main options: '医療費助成対象者情報を登録する' (Register Beneficiary Information) and '医療費助成対象者情報の登録結果を確認する' (Check Registration Result). The first option is highlighted with a red box.

## STEP 3 PMHへのファイル登録

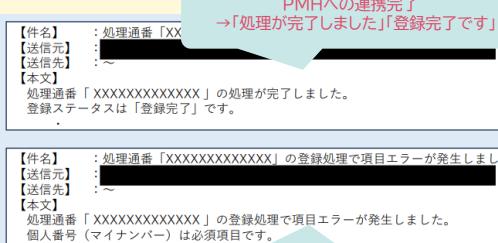
ファイル選択から対象者情報のCSVファイルを選択しアップロードを選択する  
医療費助成対象者情報登録



The screenshot shows a confirmation dialog for file upload. It includes instructions: 'PMHに登録する医療費助成対象者情報をアップロードしてください。' (Please upload the medical assistance beneficiary information to PMH.), 'アップロードするファイルを選択してください。' (Please select the file to upload.), and 'アップロードするファイルを確認してください。' (Please check the uploaded file.). Step 1 is labeled 'ファイルを選択' (Select File) and Step 2 is labeled 'アップロード' (Upload).

## STEP 4 登録結果メールの受領

アップロード完了後、PMHにデータが登録されると登録結果の自動返送メールが送信される



The screenshot shows an email from PMH with the subject 'PMHへの連携完了' (Completion of linking to PMH). The message body says '→「処理が完了しました」「登録完了です」' (→ 'Processing completed', 'Registration completed'). Below it, an error message for a failed registration attempt is shown: '【件名】: 处理通番「XXXXXX」の登録処理で項目エラーが発生しました。【送信元】: ~【送信先】: ~【本文】: 処理通番「XXXXXXXXXXXX」の処理が完了しました。登録ステータスは「登録完了」です。' (Name: Processing number 'XXXXXX' failed due to item error during registration processing. Sender: ~ Recipient: ~ Content: Processing number 'XXXXXXXXXXXX' has been completed. Registration status is 'Completed'.). Another error message for another attempt is at the bottom: '【件名】: 处理通番「XXXXXXXXXXXX」の登録処理で項目エラーが発生しました。【送信元】: ~【送信先】: ~【本文】: 処理通番「XXXXXXXXXXXX」の登録処理で項目エラーが発生しました。個人番号（マイナンバー）は必須項目です。' (Name: Processing number 'XXXXXXXXXXXX' failed due to item error during registration processing. Sender: ~ Recipient: ~ Content: Processing number 'XXXXXXXXXXXX' failed due to item error during registration processing. Personal number (My Number) is a required item.). A note at the bottom states 'エラーが発生した場合はエラー内容の記載あり。STEP2から再度登録' (If an error occurs, it will be noted. Register again from STEP2).

## 登録結果確認方法

### PMHの登録結果確認

医療費助成メニューから「医療費助成情報登録結果確認」を選択し、条件を設定し検索する事で登録結果の確認が可能。

エラー発生時には、対象者情報のCSVをダウンロード可能



The screenshot shows the 'Medical Assistance Information Registration Result Confirmation' screen. It displays search filters for date range (2024/01/14 to 2024/01/14), file type (CSV), and other parameters. Below the filters is a table showing registration results. The table columns include '登録ステータス' (Registration Status), '処理通番' (Processing Number), 'アップロード日時' (Upload Date and Time), 'ユーザー氏名' (User Name), 'メールアドレス' (Email Address), '変換者証明書名' (Conversion Certificate Name), 'アップロードファイル' (Uploaded File), and '登録失敗ファイル' (Registration Failure File). A red box highlights the '登録失敗ファイル' column. Step 2 is labeled 'ダウロード' (Download).

## 登録内容照会方法(対象者のみ)

### PMHの登録内容照会

「医療費助成情報照会」から対象の公費をプルダウンで選択、公費受給者番号を入力(必須)することでCSVにてPMHに登録済みの対象者情報のダウンロードが可能



The screenshot shows the 'Medical Assistance Information Inquiry' screen. It has a dropdown menu for '公費' (Public Expenditure) set to '心身障害者医療費受給者証' (Medical Treatment Fee Receipt for Persons with Disabilities). Step 2 is labeled '公費受給者番号' (Public Expenditure Recipient Number) with a red box around it. Step 3 is labeled 'ダウンロード' (Download).

## 2. 令和8年度 対象制度と システム改修補助金について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

施策名:公費負担医療制度等のオンライン資格確認の推進

① 施策の目的

マイナンバーカード1枚で公費負担医療等(公費負担医療、地方単独医療費助成)を受けることができる環境を早期に整え、マイナンバーカードの普及促進、国民の利便性向上を図る。

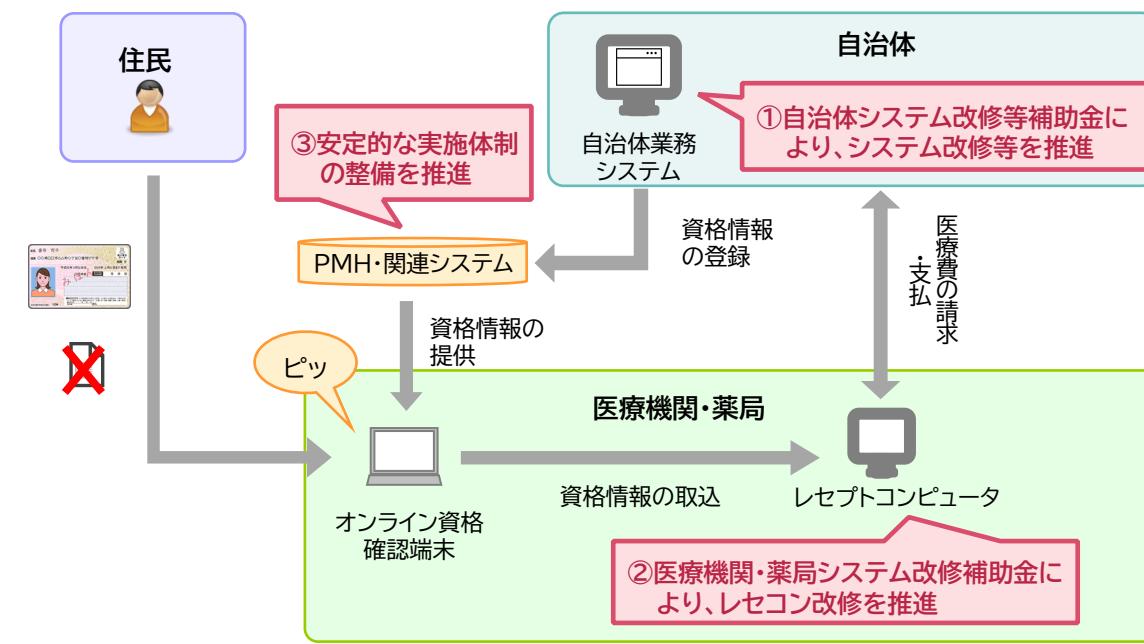
② 対策の柱との関係

I			II			III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1
								○

③ 施策の概要

公費負担医療制度等(公費負担医療・地方単独医療費助成)のオンライン資格確認の令和8年度中の全国規模での導入に向けて、自治体システムの改修等、医療機関・薬局システムの改修、安定的な実施体制の整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



①自治体システム改修等補助金

- 補助対象:都道府県、市区町村
  - 1制度当たり基準額:500万円
  - 補助率:1/2
- ※R7年補助と同様

②医療機関・薬局システム改修補助金

- 補助対象:医療機関、薬局
  - 補助内容
    - 区分 補助内容
    - 病院 28.3万円を上限に補助  
※事業費56.6万円を上限にその1/2を補助
    - 診療所、薬局（大型チェーン薬局以外） 5.4万円を上限に補助  
※事業費7.3万円を上限にその3/4を補助
    - 大型チェーン薬局 3.6万円を上限に補助  
※事業費7.3万円を上限にその1/2を補助
- ※支払基金において事務を実施

③安定的な実施体制の整備

- OPMHシステムの運用・保守業務等のデジタル庁から支払基金への移管※の準備経費を補助(補助対象:支払基金)  
※令和9年度から移管予定
- 導入自治体拡大のための自治体等向けヘルプデスク業務委託

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本施策により国民がマイナンバーカード1枚やスマートフォン1つで医療機関を受診し、公費負担医療等を受けることができる環境の整備に繋がり、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

## 2-1 オンライン資格確認を制度化する公費負担医療

\* 青字は令和8年度から補助金の対象となる制度

法律名	給付名	対応が必要となる実施主体	補助金対象	
			R 7	R 8
障害者総合支援法	精神通院医療	都道府県、指定都市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	更生医療	市区町村	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	育成医療	市区町村	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	療養介護医療	市区町村	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
難病法	特定医療費	都道府県、指定都市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
児童福祉法 (障害児入所医療、肢体不自由児通所医療はこども家庭庁所管)	小児慢性特定疾病医療費	都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	障害児入所医療	都道府県、指定都市、児相設置市	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	肢体不自由児通所医療	市区町村	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	児童保護医療費※1	都道府県、指定都市、児相設置市		<input type="radio"/>
母子保健法（こども家庭庁所管）	養育医療	市区町村	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
感染症法	結核患者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	新感染症外出自粛対象者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
被爆者援護法	認定疾病医療	都道府県、広島市、長崎市		<input type="radio"/>
	一般疾病医療費	都道府県、広島市、長崎市		<input type="radio"/>
特定B型肝炎感染者特別措置法	定期検査費	支払基金		
	特定無症候性持続感染者に対する母子感染防止医療費	支払基金		
石綿健康被害救済法（環境省所管）	医療費	(独)環境再生保全機構		
水俣病特措法（環境省所管）	療養費※2	熊本県、鹿児島県、新潟県		
予算事業	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	都道府県		<input type="radio"/>
	特定疾患治療研究事業	都道府県	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	肝炎治療特別促進事業	都道府県	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	都道府県	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	第二種健康診断特例区域治療支援事業※3	長崎県、長崎市		<input type="radio"/>

※1 児童福祉法に基づく児童保護医療費の医療費助成のオンライン資格確認の導入に伴う対応事項については、改めてこども家庭庁支援局家庭福祉課より周知予定。

※2 水俣病特措法に基づく療養費の医療費助成のオンライン資格確認の導入に伴う対応事項については、改めて環境省大臣官房環境保健部特殊疾病対策室より周知予定。

※3 予算事業に基づく第二種健康診断特例区域治療支援事業の医療費助成のオンライン資格確認の導入については、改めて厚生労働省健康・生活衛生局総務課より周知予定。

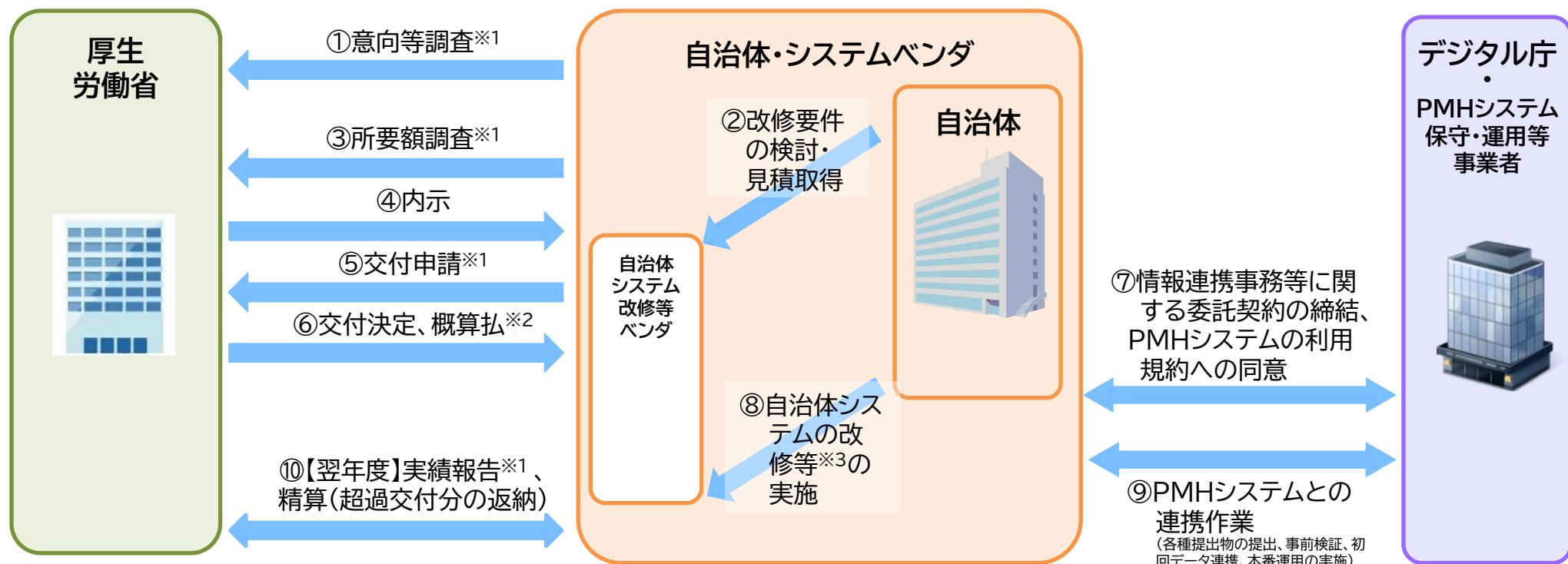
\* 地方単独医療費助成については、自治体の判断に基づき、オンライン資格確認を導入するかどうかを決定。地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認の導入によって、事務手続き・負担の効率化など、患者（住民）、自治体及び医療機関・薬局にメリットが発生することが想定されるため、各自治体においては、地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認の導入をご検討いただきたい。

## 2-2 医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業(地域診療情報連携推進費補助金)

### 補助事業実施の要件

- 管内の医療機関・薬局に対して、医療費助成のオンライン資格確認への対応や医療機関・薬局のシステム改修を支援する補助金の内容について周知を行い、医療費助成のオンライン資格確認に対応する医療機関及び薬局の拡大に協力すること。
- システム改修等の後、医療費助成のオンライン資格確認を継続的に実施すること。

### 補助事業に係る手続きイメージ



※1:補助金適正化法等の規定に基づき、指定都市・中核市以外の市区町村は、都道府県に提出し、都道府県が取りまとめの上、提出。

※2:都道府県が自都道府県及び管内市区町村(指定都市・中核市を含む)分の支出決定を実施。

(支出事務を厚生労働省から都道府県へ委任。)

※3:システム改修等に着手する前にPIA(特定個人情報保護評価)の対応が必要。

地方単独医療費助成を対象にする場合は、地方単独医療費助成のオンライン資格確認に係る事務を個人番号利用事務とするために必要な措置(条例改正)が必要。

## 2-3 補助事業に係る手続きについて

### 各種手続きの目的・内容等

	意向等調査	所要額調査	補助金未活用調査	交付申請
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○R8よりPMH連携を行う意向を把握する調査</li> <li>※自治体内(都道府県は管内一般市区町村を含む)における導入状況の管理や対応検討にも活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○システム改修の所要額を把握する調査</li> <li>○調査結果に基づき内示通知を発出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金未活用でPMH連携を行う場合の連携方式等の調査</li> <li>○調査結果に基づき採択結果を通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PMH連携を行う場合の連携方式等も把握</li> <li>○申請内容に基づき交付決定通知を発出</li> </ul>
実施時期 (予定)	令和8年1月28日 ～令和8年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①1次交付分 令和8年3月中</li> <li>②2次交付分 令和8年6月頃</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①1次交付分 令和8年4～5月頃</li> <li>②2次交付分 令和8年7～8月頃</li> </ul>
実施方法	厚生労働省 ⇒ 都道府県(管内一般市区町村のとりまとめ)・政令指定都市・中核市			
対象自治体	○全ての自治体	○補助金申請自治体	○補助金未活用でPMH連携を行う自治体	○所要額調査と同様
対象制度	○PMH連携可能な全ての公費負担医療制度(資料2-2参照)	○補助金を活用してPMH連携を行う制度	○補助金未活用でPMH連携を行う制度	
主な 調査内容 ※現時点の 予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PMH連携及び本補助金活用の意向</li> <li>○PMH連携作業予定スケジュール</li> <li>○連絡調整担当部署の連絡先・交付決定通知等の郵送送付先</li> <li>※調整担当部署は当該自治体内のPMH関係業務の取りまとめ及び調整連絡の窓口を担当する部署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象制度ごとの受給者数、システム名</li> <li>○システム改修の所要額・積算内訳</li> </ul> <p style="color: red;">★ベンダからの見積もりを踏まえて作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象制度ごとの受給者数、システム名(システムなしの場合は受給者情報の管理方法)</li> <li>○PMHとの連携方式、全件・差分連携、連携経路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所要額調査と同様 +PMHとの連携方式、全件・差分連携、連携経路</li> <li>★自治体内・ベンダと合意した内容で作成</li> </ul>

## 2-4 補助事業に係る手続きにあたっての留意点

### <1> 意向等調査段階でのR8導入計画の検討・関係者調整

- 自治体内の関係者及び自治体システム改修予定ベンダ等と調整したうえで、R8導入計画を検討し、意向等調査の回答を行ってください。  
その際、令和8年度の補助金に対する貴自治体の取りまとめ窓口を必ず設定いただき、自治体内の医療費助成担当部局全てに声をかけた上で申請を一本化していただき、申請対象制度の漏れがないようにしてください。
- 令和8年度は令和7年度よりも多くの自治体・制度の対応を行うことが見込まれます。本意向等調査の調査結果に基づき、令和8年度の導入予定自治体・制度をデジタル庁とも共有し、令和8年度中の導入に必要な補助金手続き・PMHとの連携作業を計画的に実施していくことになるため、意向等調査後の変更や提出の遅延は全体計画・他の自治体への影響が生じますのでお控えください。
- なお、令和8年度中の導入予定のない制度等に関しては、個別に事情等をお伺いする可能性があります。

### <2> 早期導入・令和8年度中早期の本番運用開始のお願い

- 予算の範囲内での補助となるため、1次交付で補助額に達した場合等には、早期終了や補助額の査定により減額となる可能性があります。また、令和8年度中にPMH連携作業を完了する必要があることから、後半のグループは各種の作業期間が短くなりますので、なるべく1次交付・Aグループでの対応が可能となるよう、早期導入のご準備をお願いいたします。
- ※ 自治体の予算編成の時期等を鑑み、補助金手続きは、1次交付(6月頃交付決定)・2次交付(9月頃交付決定)の2回を予定していますが、デジタル庁とのPMHシステム連携作業に関しては、自治体システムの改修完了時期に応じて、概ね3グループに分けて、対応を行っていただくことを予定しております。(グループ分けは意向等調査の回答内容を踏まえ、デジタル庁・厚生労働省で検討し、お知らせする予定です。)
- また、令和9年4月に支払基金へのPMHシステムの移管が予定されており、円滑な移行を実現するため、基本的に令和9年2月までに本番運用が開始できるようにお願いいたします。

### <3> 各種申請内容は適正に

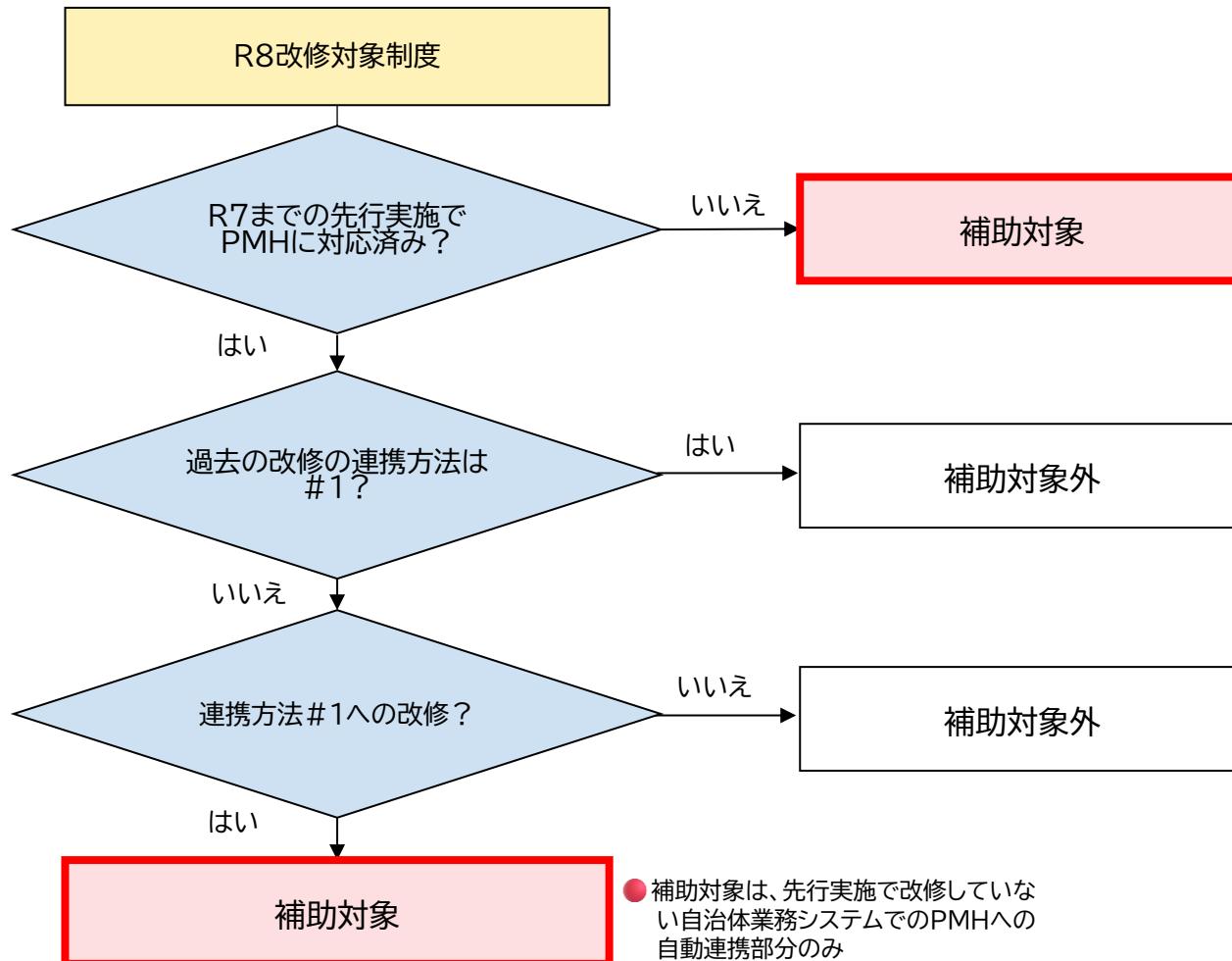
- 令和7年度は、内示後・交付決定後(PMH連携作業過程)の事情変更(所要額の変更、対象制度の変更、事業の廃止)が複数発生しました。申請いただいた内容に基づいて補助金の内示・交付決定を行っており、自治体内やベンダとの調整不足等による事情変更是原則認められませんので、改めて各種申請は適正に行われるようお願いいたします。

## 2-5 先行実施でPMHに対応済みの制度と令和8年度補助金の対象制度との関係について

令和8年度の補助金対象となる経費は、P.20「オンライン資格確認を制度化する公費負担医療」で示す令和8年度の補助金対象制度であり、かつ、令和7年度までの先行実施でPMHへの連携を開始していない制度を対象とする

※前年度までに補助金の交付を受けた制度についての重複申請は原則不可(地単公費は、地単公費マスタの分類番号単位で判別)

ただし、先行実施では、推奨方法である連携方法#1(自治体業務システムでの自動連携)としている場合で、連携方法#1を実現するための改修は補助対象



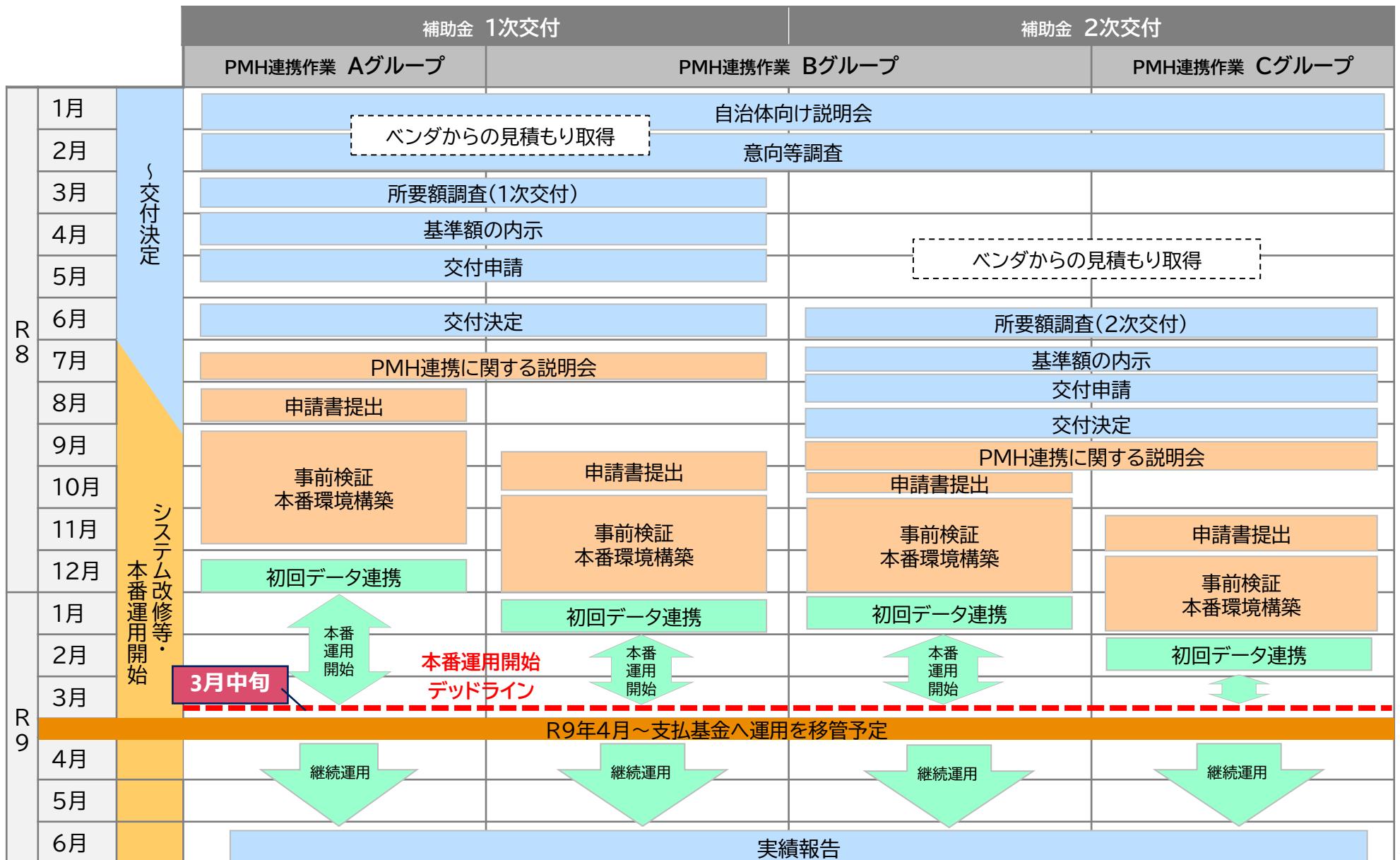
地単公費マスタ 分類番号

001	こども
002	ひとり親
003	感染症
004	がん
005	難病・特定疾患
006	高齢者
007	妊娠婦
008	寡婦
009	障害者
010	不妊治療
011	被爆
012	水俣
013	その他

## 2-6 全体スケジュール

PMH医療費助成のオンライン資格確認の導入にあたる全体スケジュールは以下の通り。

補助金手続きは、1次交付・2次交付の2回を予定していますが、デジタル庁とのPMHシステム連携作業に関しては、3グループに分割します。



### 3. その他

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 3-1 今後の予定等について

#### 本日のまとめ(お願い事項)

- 医療費助成のオンライン資格確認について、令和8年度中に全国規模での導入を目指すこととされることから、令和7年度に引き続き、令和8年度中の改修等を支援する補助金を用意している。PMHへの連携作業をスムーズに進めるため、可能な限り早期に申請していただきたい。
- 自治体システム標準化の影響や、対象者が非常に少ない等の理由により、システム改修による対応が困難である場合でも、登録用CSVを作成してPMHに登録することによる対応が可能であるため、検討いただきたい。

#### 今後の予定

- 法施行(支払基金への移管等)後の令和9年4月以降に向けて自治体で対応が必要となる事項の詳細については、別途説明会を開催する予定(令和8年度の早い時期を想定)。
- 医療費助成のオンライン資格確認の実施に当たって必要となるPMHシステムの管理・運用等の業務を実施するための費用については、令和9年度から、医療費助成の実施主体である自治体等でご負担いただくこととしているが(次頁参照)、具体的な内容については、上記説明会で説明予定。

## 【先行実施について】

- マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化(公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格確認)の先行実施(令和5年度～)においては、円滑な基盤整備を図るため、国において、オンライン資格確認を行うためのPMHシステム等の設計・開発・改修・運用等に係る費用を全額負担するとともに、事業や補助の実施を通じて、自治体システムや医療機関・薬局のシステムの改修に係る費用について、国として費用負担を行っている。

[これまでの国の費用負担] 合計 実績:29億円 予算額:5.7億円 + 42.1億円の内数

- ・ PMHシステム等の設計・開発・改修・運用等(PMH全体):13.4億円【デジタル庁】
  - ・ 先行実施事業に参加する自治体における自治体システムの改修(調査研究含む):15.6億円【デジタル庁】
  - ・ 先行実施事業に参加する医療機関・薬局におけるシステム改修(予算額): 5.7億円【厚労省】 + 42.1億円の内数【デジタル庁】
- ※ 上記に加えて、令和6年度補正予算案において、自治体及び医療機関・薬局のシステム改修を支援するための経費(30.5億円、厚労省)を計上。

## 【全国展開の体制の構築以後の運用費用(案)] ※令和9年度～を想定

- 全国展開の体制の構築以後、公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格確認の実施に当たって必要となるシステムの管理・運用等の業務を実施するための費用については、福祉事務所が実施主体である生活保護のオンライン資格確認における費用負担方法や、今般のオンライン資格確認の実施が自治体等の事務負担・コストの削減及び住民の利便性の向上等に資する点を勘案し、各公費負担医療・地方単独医療費助成の実施主体(実施機関)である自治体(都道府県、市区町村)等においてご負担をお願いしたい。
- 具体的には、公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格確認に参加した自治体(都道府県、市区町村)等が、PMH医療費助成システムに登録した受給者数に基づき、登録受給者1人当たり月額単価に応じた金額をご負担いただくことをお願いしたい。具体的な運用費用については、現在精査中であるが、負担額のイメージは、以下のとおり。

[登録受給者数1人当たり月額単価のイメージ(令和6年度ベース)] 2円程度(精査中)

\* 登録受給者数が約1,000万人の想定 \* 中間サーバーを含む

\* 地方単独医療費助成は自治体独自の判断に基づく多様な制度であること等から、受給者情報の正確性の確保は自治体等において対応いただく想定。

\* なお、自治体において新規に公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格確認の導入を図る際に、PMH医療費助成システムへの資格登録等に調整を要することに鑑み、全国展開の体制の構築以後、新規に公費負担医療・地方単独医療費助成のオンライン資格確認の導入を図る自治体については、上記の月額単価とは別に、新規導入に係る費用のご負担をお願いすることを検討。

※ 参考:既存のオンライン資格確認等における加入者1人当たり月額単価(令和6年度) \* 中間サーバー・電子処方箋を含む

・生活保護(医療扶助):7.74円 ・市町村国保:2.94円 ・後期高齢者医療広域連合:3.01円

## 4. 自治体の皆様からの 事前質問に対する回答

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 取組の概要について

Q

昨年12月に公布された医療法等改正法における、各公費負担医療のオンライン資格確認に関する規定の施行日はいずれも「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」となっているが、いずれも令和9年4月1日で間違いないか？

同様に、P22「オンライン資格確認を制度化する公費負担医療」の一覧記載の医療費助成制度について、すべて上記施行日（令和9年4月1日）に「制度化」されるという認識で間違いないか？

関連して、令和7月9月17日開催の厚生労働省説明会（2次交付決定自治体及び補助金を活用せずにPMH連携を行う自治体向け説明会（R7 地域診療情報連携推進費補助金））のQ&Aにおいて「医療法等改正法案が成立した場合には、令和9年4月の施行に間に合うよう、各自治体において、原則として令和8年度中に、担当する各公費負担医療についてオンライン資格確認を導入していただくことが必要」と回答されていたが、この方針に変更はないか？

A

ご認識のとおりです。

Q

説明会資料P29に「システム改修による対応が困難である場合でも、登録用CSVを作成してPMHに登録することによる対応が可能であるため、検討いただきたい」とあるが、この対応がR8年度中に出来なかった場合何か影響があるか。

A

説明会資料P3にお示ししているとおり、本件については、メリットを全国規模で広めていくため、令和8年度中に全国規模での導入を目指しているところ、未導入の自治体においては、受給者の方がメリットを享受できないため、ご検討・ご対応いただくことをお願いしています。

## 取組を進めるにあたっての課題について

**Q**

P5で想定するメリットとして、「マイナ保険証1枚で受診可能で、紙の受給者証を持参する手間が軽減。」とあるが、自己負担上限額管理票の取扱いはどのようになるか。自己負担上限額を管理している公費負担医療制度では、自己負担上限額管理票を併せて提示しないと適切な医療費で受診することができないのであれば、そのことを、 국민に広報してほしい。

**A**

ご認識のとおり、自己負担上限額管理票の内容については、マイナ保険証によるオンライン資格確認で読み取る事ができないため、自己負担上限額管理票をお持ちの場合は、受診時に必ず持参するよう受給者の方にお伝えください。

医療法等改正法の施行にあわせて、自己負担上限額管理票の取扱いについての周知の在り方は検討して参ります。

**Q**

P13で「紙の受給者証を発行しなくてもよくなるのでは。」との自治体からの声があるが、ベンダからは受給者がマイナ保険証にしているか否かを知る方法がないため、全受給者に紙の受給者証を交付しなければならないと聞いている。

自治体側で、受給者がマイナ保険証にしているか否かを知る方法があるのか？受給者ごとのマイナ保険証の確認がシステムでできないのであれば、システムで確認ができる取り組みについてどのように考えているのか。

**A**

本取組のうち、公費負担医療については、紙の受給者証は引き続き交付することとしています。

地方単独医療費助成については、紙の受給者証の取扱いは自治体の判断によりますが、現状、医療機関での対応も随時進んでいる状況であること、本人からの申し出(マイナポータルの画面提示)を除き、医療費助成担当者が保険証利用登録の有無を把握できる仕組みがないことも踏まえ、ご判断いただくようお願ひいたします。

**Q**

医療機関の窓口においてマイナンバーカードをカードリーダーにかざした際、何らかの事情で読み取れなかった場合は受給者証の提示が必要になると思われるが、受給者証の提示が不要となる対策については検討しているか。

**A**

医療機関・薬局の窓口で顔認証カードリーダーの故障等により受付できない場合に、受給者証を提示する以外の方法については、健康保険や医療扶助における取扱いを踏まえて検討してまいります。

## 令和9年度からの運用費用のご負担について（P30関連）

**Q** 各自治体の運用費用の負担はいつからか。先行実施に参加している各自治体はすでに負担しているのか。運用費用の負担について国の補助金・負担金はあるのか。

**A** 運用費用の負担については令和9年度からを予定しています。先行実施においては運用費用のご負担はありません。なお、自治体等の事務負担・コストの削減及び住民の利便性の向上等に資する点を勘案し、自治体にご負担をお願いするものであり、運用費用について国が一定の負担を行うことは想定しておりません。（詳細はP29,30参照）

**Q** 「全国展開の体制の構築以後、新規に導入を図る自治体については、月額単価とは別に、新規導入に係る費用のご負担をお願いすることを検討。」と記載があるが、新規導入費用に係る費用の負担とは、システム改修費用も含めるのか。また令和9年度のシステム改修補助金の予定はあるのか。

**A** ここでの新規導入に係る費用の負担は、PMH医療費助成システムへの資格登録等に調整を要することを踏まえた費用負担のことを指しており、これに伴うシステム改修等も含まれることを想定しています。自治体システムの改修等費用は、通常の自治体システム改修と同様、別途自治体にご負担いただくものとなります。また、令和9年度の補助の予定は未定となっていますので、令和8年度中の改修をご検討ください。

**Q** 最新の状況として、運用費用の負担額はどれくらいになるか。いつ負担額が確定するのか。今後もPMHシステムの更新などでシステム改修費が発生することはあるか。1人が複数の制度の受給者となっている場合の費用負担は。支払方法は、審査機関（国保連合会、社会保険診療報酬支払基金）からの診療報酬等請求分を合わせて支払うことを想定しているのか。

**A** 現時点でお伝えできる内容はP30のとおりです。具体的な内容については、P29の「今後の予定」に記載のとおり、令和8年度の早い時期に開催予定の別途の説明会で説明予定です。

## 補助金について①（全般）

**Q** 交付申請時は予算がなくてもあとから補正する旨の確約書の提出で問題ないか。  
1次交付は「所要額調査が3月、交付申請は4～5月」となっているが、市の予算は令和8年度当初予算の予算編成時期は終わっているため、最短で6月補正になる。

**A** 補助申請に際し、各自治体での予算確保時期の期限は設定しておりません。予算確保の見込みが立っているのであれば、申請自治体の議会で予算の議決がまだ行われていなかったとしても、1次交付に係る申請を行っていただくことが可能です。なお、交付申請の際には「令和8年度歳入歳出予算(見込)書抄本」をご提出いただく必要がございます。こちらは交付申請の内容の裏付けとしてご提出いただく資料となるため、見込でも構いませんので、金額を計上したものをご用意いただくようお願いいたします。

**Q** 本補助事業にあたり、事前に主要ベンダへの周知や協力依頼をしてほしい。  
意向等調査の期間が非常にタイトな日程である。自治体内の関係者及び改修予定ベンダ等と調整したうえで、R8導入計画を検討する必要があるが、調整を円滑に進めるためにはベンダの迅速かつ正確なレスポンスが必要不可欠。別の国補助金事業において「ベンダ都合(標準化対応によるリソース不足等)で自治体の改修費用の見積もりが上がってこない」との声もあったと聞いている。

**A** 意向等調査の段階では、ベンダーからの見積もりの取得は必須ではありませんが、ベンダと協力して正確な情報を回答ください。ベンダへの周知協力依頼については、検討いたします。

**Q** 医療機関・薬局向けのレセコン改修費にかかる補助金について令和8年度の予定を教えてほしい。

**A** 医療機関向け補助金の今後の助成事業の実施については、令和7年度補正予算を活用した補助金を活用して令和7年度と大枠は変えずに実施する予定ですが、現在調整中のため、確定次第、速やかにお示しさせていただきます。

### 補助金について②（対象範囲）

Q

本市ではこども医療がすでにPMHを先行導入している。こども医療以外(更生医療、指定難病等)がPMHを導入するにあたって、補助金の割合や金額等に影響はするのか。影響するのであればその計算方法等考え方について教えてほしい。

A

先行実施事業に参加している自治体においても、当該先行実施事業においてシステム改修等の対象としなかった医療費助成の制度については、本補助金によるシステム改修等の対象になります。

Q

本市では、マイナンバー利用事務系の端末からPMHに連携(LGWANに接続)するためには、回線工事が必要だが、このPMH連携のための回線工事に要する費用も補助金の対象となるか？

A

マイナンバー利用事務系の端末からPMHに連携(LGWANに接続)するための回線工事に要する費用は補助金の対象となります。

### 補助金について③（申請・スケジュール関連）

Q

意向等調査で申請する旨の回答をしなかった自治体(及び医療費助成制度)は、その後の所要額調査で申請することはできないのか？

A

意向等調査の回答内容をもとに、デジタル庁と調整の上、令和8年度中のPMHシステムとの連携作業計画等を策定するため、原則、導入意向を回答していない場合は本補助金の申請を行うことはできません。回答後の事情変更により、本補助金の申請を行うことを希望する場合は、事情変更の理由とあわせて速やかに当省までご連絡ください。

Q

補助金交付要件として、自治体・ベンダ間のシステム改修業務委託契約締結時期に指定はあるか(交付決定前不可、交付決定後のみなど)。

A

本補助金の交付要件としての指定はございませんので、一般の国庫補助事業と同様の取扱い(例えば内示後等)としていただいて差し支えございません。

Q

補助金1次交付の活用を検討している。システム改修等を令和8年度早期に行いたいと考えているが、内示日はいつごろを予定しているか。また、衆議院解散の影響により当初予算が年度内に成立しなかった場合においても補助金のスケジュールには影響がないとの理解でよいか。

A

P27のとおり、4月前半を予定しております。本補助事業は、国においては令和7年度補正予算の繰り越しにより実施するので、令和8年度の当初予算の影響は受けません。

## PMHへの連携について ①

**Q** 自治体業務システムによる自動連携ではなく、手動でPMHに登録している団体はどのくらいあるか？  
特に地方単独医療費助成を手動連携している具体的な自治体名を教えてほしい。

**A** 令和7年度に参加・参加予定の自治体において、手動での連携を予定している自治体は100程度となります。  
具体的な自治体名については、把握されたい趣旨も含め、個別にご相談ください。

**Q** システム改修によらないでPMHに登録する方法が示されているが、改修不要であれば、今すぐにでも登録できるのか。  
PMHに登録するために契約等手続きが必要か。受付は令和8年度からということになるのか。

**A** システム改修によらない(補助金も活用しない)連携を行う場合であっても、PMHの利用を開始するにあたっての利用環境等の準備は必要となるため、厚生労働省への申請が必要となりますが、令和7年度の受付は終了いたしました。  
令和8年度の受付については、P24のとおり、システム改修等により補助金を活用する場合と同じスケジュールで実施する予定です。デジタル庁との情報連携業務に関する委託契約、PMHシステムの利用規約への同意等、手続きの内容については、本日のデジタル庁資料でご確認ください。

**Q** PMHへのデータ連携について、CSVファイルを作成し手動アップロードする方法を想定しているが、説明資料P17～19の接続手順に関し、自治体内部で完結可能か。システムベンダ等の外部事業者による技術的支援が必要となる工程があるか。併せて、外部委託が必要となる場合の業務範囲の考え方についても教えて欲しい。

**A** PMHに登録するCSVファイルを手動で作成し、アップロードを手動でおこなう想定で回答します。  
自治体で管理している受給者情報について、CSVファイルの作成・手動アップロードまでを職員でおこなえる場合は自治体内で完結可能です。手動連携の場合においてもPMHへの接続にあたり、府内ネットワークの調整が必要となる可能性がありますので、自治体内のネットワーク担当部署にもご確認ください。なお、PMHに接続するためのネットワークの設定変更や、現在管理している受給者情報からマクロ等を組んでcsvファイルを出力する場合、当該費用は補助の対象となります。

## PMHへの連携について②

**Q**

CSV形式による手動アップロードは、恒久的な運用として認められるか。

将来的にAPI連携が原則となり、CSVの手動アップロードが廃止される可能性があるのであれば、対応を考える必要がある。また、廃止される場合、CSVの手動アップロードからAPI連携へ移行する目安時期は示されるのか。

**A**

現時点で、CSVの手動アップロードによる連携方法を廃止する方針はありません。

入力誤り等を避ける観点からもAPI連携を推奨しているものの、自治体・制度によって、受給者数など運用の実態は様々ですので、各制度の状況によってご判断いただくものと考えております。

**Q**

PMHにアップロードするCSVについて、マイナンバーに誤りがあった場合、どのようなことが起こるのか。

マイナンバーが誤ったCSVをアップロードした場合、必要な対応等はあるか(デジタル庁への事故報告等)。

また、PMHより提供された加入健康保険情報と医療保険でオンライン資格確認した加入健康保険情報が異なる場合はどのような対応がされるのか。

**A**

PMHに登録する対象者のマイナンバーに誤りがあった場合、存在しないマイナンバーであれば、その対象者の医療費助成のオンライン資格確認ができなくなります。別のマイナンバーが登録された場合には、これに加えて、その別人がその医療費助成の対象者としてオンライン資格確認ができてしまうこととなります。そのため、誤りが発生しないよう、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守していただき、万が一誤りが発生した場合にも、当該ガイドラインに沿った措置が必要です。

また、PMHから提供される情報は、医療費助成にかかる情報のみであり、健康保険にかかる情報は提供されません。

## その他①（全般）

Q

現在のPMH対応医療機関・薬局の一覧について、今後の更新の予定は？最新のリストに更新し、今後も定期的な更新・提供を検討してほしい。

A

マイナンバーカードを医療費助成受給者証として利用できる医療機関・薬局の一覧については、医療機関の対応状況などを踏まえて適時更新してまいります。

Q

令和9年度からの支払基金への移管は、PIA上、特定個人情報保護評価指針第6 2 (2)の「重要な変更」には該当しないという整理で問題ないか？

また、結核の公費負担事務に係るPMHでの情報連携について、都道府県知事が特定個人情報を提供する義務はあるか。ある場合はその根拠について提示してほしい。

A

PIA上の取扱いはご認識のとおりと考えておりますが、正式には個人情報保護委員会に確認のうえでお知らせします。（P29の「今後の予定」に記載の、令和8年度の早い時期に開催予定の別途の説明会で説明予定）

また、医療費助成のオンライン資格確認のため、自治体がマイナンバーと紐付いた医療費助成の資格情報等を登録することは、自治体とデジタル庁との委託契約に基づき行うものであり、マイナンバー法第19条第6号により可能となっています（義務ではありません）。

### その他②（各制度）

**Q**

P22で、児童福祉法に去年の説明会資料にはなかった「児童保護医療費」が加わり、補助金対象は令和8年度となっている。今回加わった「児童保護医療費」とは、国公費マスタの「法番:53、根拠:児童福祉法、給付・事業名:措置等に係る医療」のことか。

**A**

ご認識の通りです。

**Q**

外出自粛対象者の医療(新型インフル、新感染症)について、事務スキームが不透明なうえに、法施行後の受給対象者も存在しない当該事業のPMH連携可否を検討するのは非常に困難である。事務スキーム等を教えて欲しい。

**A**

制度特有の事情によるものですので、制度所管部署(厚生労働省感染症対策部感染症対策課)において検討のうえ、制度所管部署からカウンターパートとなる自治体の関係部署に周知させていただくことを予定しています。

## 4 自治体の皆様からの事前質問に対する回答

### その他③（照会関連その他）

**Q** 「導入自治体拡大のための自治体等向けヘルプデスク」では、どのような質問に対応するのか。

**A** ヘルプデスクは、現在デジタル庁と厚労省に分かれている質問窓口を一本化することを目的に設置するもので、補助金や取組みの内容、導入に向けた事務処理など、総合的な問い合わせ窓口となります。

**Q** PMHの情報連携が始まって、医療機関からのシステムの問い合わせや、自治体でシステム関連の質問・要望が出た際の問い合わせ先は。

**A** 医療機関から「システム（レセコン）関係に対する問い合わせ」があった際には、レセコンベンダにお問い合わせいただくようお伝えください（レセコンベンダで疑義があれば、医療機関等ONSで照会していただく形になります）。

令和8年度の自治体からのシステム等の問い合わせ窓口等については、調整中のため、決まり次第お知らせします。  
それまでの間は、当室にお問い合わせください。

**Q** P13で、医療機関からの声に「入力ミスがなくなる」、「入力が間違いが減った」とあるが、これは具体的に何の入力のことを指しているのか。

**A** 紙の受給者証で受診した際に、医療機関がレセコンに行う受給者情報の手入力を指しているものと考えられます。

**Q** P13で、先行実施に参加している自治体からの声が記載されているが、導入にあたって苦労した点や注意した点に関する声もあれば共有してほしい。

**A** 例えば、「未導入の医療機関が多いとサービスの利用率が高まらない（管内の医療機関への普及が課題）」「（自治体システムの）保守料等ランニングコストが生じる」等のお声をいただいております。